



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年9月4日火曜日 第3007号

◇ 目 次 ◇

農用地利用配分計画の認可申請.....	(農政課農地・担い手対策室) ...	677
都市計画の変更(一部変更)案の縦覧(6件).....	(都市計画課) ...	677
指定居宅サービス事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	678
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	678
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	678
土地改良区の定款変更の認可.....	(東予地方局農村整備課) ...	679
道路の区域変更(県道内子河辺野村線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	679

告 示

○愛媛県告示第847号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年9月4日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
高橋農産株式会社	愛媛県西条市氷見乙1603番地	愛媛県西条市小松町新屋敷甲957番1	1,780
戸田盛豊	愛媛県西条市小松町新屋敷甲1863番地	愛媛県西条市小松町新屋敷甲1509番1ほか1筆	6,262

2 申請年月日

平成30年8月20日

○愛媛県告示第848号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年9月4日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路

3・2・1 塩谷川東線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 四国中央市川之江町、金生町下分、金生町山田井、上分町の各一部
- (2) 削除する部分 四国中央市川之江町、金生町下分、金生町山

田井、上分町、妻鳥町の各一部

○愛媛県告示第849号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年9月4日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路

3・5・4 新浜塩谷線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 四国中央市川之江町の一部
- (2) 削除する部分 四国中央市川之江町の一部

○愛媛県告示第850号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年9月4日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路

3・5・7 中村山田井線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 四国中央市金生町山田井の一部
- (2) 削除する部分 四国中央市金生町山田井、金生町下分の各一部

○愛媛県告示第851号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準

用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年9月4日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路

3・4・1 三島枝村線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 四国中央市村松町の一部

○愛媛県告示第852号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年9月4日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路

3・5・9 三島中央線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 四国中央市寒川町、具定町、下柏町の各一部

○愛媛県告示第853号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年9月4日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路

3・5・6 中曽根下柏線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 なし

(2) 削除する部分 四国中央市中曽根町、上柏町、下柏町の各一部

○愛媛県告示第854号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成30年9月4日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ダイヤ住宅販売	レッツ倶楽部西条古川	愛媛県西条市古川字新田甲417番地3	平成30年7月1日	通所介護
社会福祉法人聖風会	養護老人ホーム 石燧園	愛媛県西条市小松町大頭甲1104番地1	平成30年7月1日	特定施設入居者生活介護
有限会社鈴木住宅設備	介護ショップすずき	愛媛県四国中央市三島宮川二丁目1番6号	平成30年7月1日	福祉用具貸与
有限会社鈴木住宅設備	介護ショップすずき	愛媛県四国中央市三島宮川二丁目1番6号	平成30年7月1日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第855号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成30年9月4日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社鈴木住宅設備	介護ショップすずき	愛媛県四国中央市三島宮川二丁目1番6号	平成30年7月1日	介護予防福祉用具貸与
有限会社鈴木住宅設備	介護ショップすずき	愛媛県四国中央市三島宮川二丁目1番6号	平成30年7月1日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第856号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成30年9月4日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ケイズ	訪問介護 あすなる北内	愛媛県新居浜市北内町一丁目2番26号	平成30年7月31日	訪問介護

○愛媛県告示第857号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市大町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年9月4日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

○愛媛県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年9月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山67番2から 同町横山82番2地先まで	旧	メートル 4.6~19.8	キロメートル 0.490	
			新	5.9~42.0	0.461	